令和3年12月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。 (発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等に ついては〇で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

- 1. 開催日時 令和3年12月13日(月曜日) 午後1時30分
- 2. 開催場所 くすまちメルサンホール 2階 学習室
- 3. 出席農業委員
 - 1番 繁田 富男 2番 島津 益夫 3番 (欠番)
 - 4番 園田 恭子 5番 宿利 浩満
 - 6番 河野千代美(副会長) 7番 安藤 慎八(会長)
- 4. 出席農地利用最適化推進委員
 - 1番 小雲 基廣 2番 長尾亀世美 3番 衞藤 榮一
 - 4番 梅木 隆富 5番 藤原 善和 6番 髙浪 辰雄
 - 7番 高倉 利子 8番 (欠席) 9番 秋好 清広
 - 10番 帆足 智己 11番 衞藤 和敏 12番 栁井田英徳
- 5. 議事日程
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
- 報告第1号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の

取消願いについて

報告第2号 200㎡未満の農地を所有者自らが農業用施設用地

とする届出について

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(相続)

報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(持分の放棄)

報告第5号 農地法第18条合意解約通知書について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長 藤原 八栄 主幹(統括) 井野 俊夫

主査 繁田 寿美

7. 会議の概要

事務局長

今日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。 それではただ今より令和3年12月定例総会を開催します。新型 コロナウイルス感染拡大の予防のため、消毒・検温・マスクの着用 に、引き続きご協力よろしくいたします。

それでは、着席して進めさせていただきます。

安藤会長あいさつをお願いします。

会長

(あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、会を進めさせていただきます。農業委員定数6名に対して、6名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。

また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。

それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長 が議長となります。以後の議事の進行につきましては、安藤会長よ ろしくお願いします。

議長

本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、5番委員、 1番委員よろしくお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見をお願いします。

それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による 許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請です。

番号1、大字塚脇字梅迫〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積1,454㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇県〇〇〇市の〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、6番副会長です。

番号2、大字山田字九文田〇〇〇番〇外7筆で、登記簿地目は田、合計面積8,613㎡です。3条の無償移転で、譲渡人は、〇の〇

○○○さんです。譲受人は、○○の○○○○さんです。申請事由は、 譲渡人の要望で贈与です。担当委員は、7番会長です。

番号3、大字森字郷町〇〇〇番で、登記簿地目は畑、面積330m²です。3条の無償移転で、譲渡人は、〇〇〇県〇〇市の〇〇〇 さん外1名です。譲受人は、〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で贈与です。担当委員は、5番委員です。

番号5、大字岩室字川原毛〇〇〇番で、登記簿地目は田、面積2,395㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇 さんです。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、6番副会長です。

番号6、大字岩室字川原毛〇〇〇番外2筆で、登記簿地目は田、合計面積7,377㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、6番副会長です。

以上、6件です。

議長

それでは 担当委員の説明ですが、申請者の関係に私が含まれているため、さきに番号1から3までの審議を行います。そのあと、番号4から6までの審議の間、私はいったん退席します。

その間は副会長が議長の代理で、議事の進行をいたします。私は 議決後に再入室しますので、よろしくお願いします。

議長

それでは担当委員の説明ですが、

番号1を副会長お願いします。

番号2を私が行います。

番号3を5番委員、お願いします。

また、農業委員の報告の後に、推進委員、報告をよろしくお願いします。

農業委員

番号1の調査結果を報告します。12月2日、譲受人と、推進委員と現地を確認しました。土地の所在は、玖珠町大字塚脇字梅迫〇〇番の〇、国道〇〇〇号線そばの〇〇〇〇の奥になります。面積は1,454㎡、譲受人が譲渡人より取得し、耕作する予定です。権利の内容は、売買による所有権の移転です。〇〇さんは〇〇〇市〇〇に在住していて、耕作できないので、申請地の隣地の〇さんと話し合い、売買による所有権の移転です。譲受人の〇さんの経営農地は40a以上あり、通作距離は自宅の隣で、耕作可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有状況はトラクター、田植え機などあり、農業従事者は2名、取得後の耕作に問題はありません。以前から野菜を栽培したいと思っており、畑としては広いのですが、頑張りますとのことです。以上、報告を終わります。

農業委員

番号2の調査結果を報告します。12月1日、譲受人の〇〇さんと、推進委員と現地を確認しました。土地の所在は大字山田字九文田〇〇番〇外7筆で、面積合計は8,613㎡です。生前贈与による所有権の移転です。譲渡人との関係は親子になります。自宅は〇〇〇にあり、その付近に位置しております。トラクター等所有しており、通作距離は3km程度で問題はありません。農業従事者も2名以上おり、過去に農地法の違反もありません。審議、よろしくお願いいたします。

農業委員

番号3の調査結果を報告します。11月30日、譲受人と、推進委員と現地を確認しました。土地の所在は、〇〇の〇〇〇の横の橋を渡って2、30mさきにある、〇〇さんの自宅に隣接しています。地目は畑ですが、近年、隣接地の竹が入り込んで竹林となっていました。所有者である〇〇さんは〇〇市、〇〇さんは〇〇市に住んでおり、〇〇さんが自宅の環境整備を兼ねて竹の伐採をしていました。所有者との話し合いで、贈与でも良いとのことになりました。現在は、以前から植えられていた柿や栗があり、新たにブルーベリーを植えて、果樹園にしたいとのことです。現在、〇〇さんは稲作、アスパラガスなどを育てており、借地ではありますが、経営農地は40a以上あり、農地は管理されております。審査よろしくお願いします。

議長

それでは、番号1から3について、質疑はありませんか。

推進委員

番号1について、お伺いします。○さんはトラクターなどをもっているということですが、自宅に倉庫か何かあるのですか。

農業委員

○○のほうで田んぼを作っていて、自宅には一区画畑があり、倉 庫がありました。

議長

無いようでしたら採決します。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定よる許可申請の番号1から番号3について、原案どおり 賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員

(挙手)

議長

全員賛成です。議案第1号の番号1から3は原案のとおり決定いたします。

ここで、私はいったん退室しますので、議事の進行について、副 会長よろしくお願いします。

議長代理

それでは、議案第1号の番号4から番号6の審議を続けます。 担当委員の説明ですが、番号4、5、6について、私が説明します。

農業委員

 ある〇〇〇〇株式会社が購入する予定です。〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社は役員3名となっており、その中に玖珠町の耕作者として〇〇さんが入っています。今後の計画は菌床シイタケやトマト栽培を計画しており、令和4年はハウス内の整理をして、令和5年に生産を開始する計画です。ハウスは頑丈なハウスです。大変だと思いますが、頑張っていただきたいと思います。以上報告を終わります。

議長代理

推進委員から何かありますか。

推進委員

一緒に現地を確認しましたが、○○○○○○が休止して3年くらい経ちますが、今度の会社に○○さんが一緒にやるということで頑張ってもらいたいと思います。

農業委員

ハウスの所有者は誰ですか。

推進委員

ハウスの所有は○○○○○○が持っていますが、それも合わせ て購入するということです。

まだ、あと上の土地もありますが、まだそこまで手は出せないということです。

推進委員

ハウスは建てるのですか。

推進委員

はじめから建っている所です。今まで○○を上の土地と下の土地で作っていて、その下のほうです。

農業委員

担当部署を分けてやっていけないとやれないですよね。

推進委員

役員は3人だけど、それではやっていけないから、今後雇用もするということです。

農業委員

せっかくの事業なので、ぜひ成功してもらいたいと思います。

事務局

計画のようです。面積的にかなり大きいですし、ここはまだ一部な ので、今後も見据えて作物を選択していくと思われます。

推進委員

この方は、最初から、3年前から話に加わっていた方ですか。

事務局

3年前から加わっていたかはわかりませんが、少し前から話がありました。

事務局

色々ご意見が出た後の補足となって申し訳ありませんが、今日お配りした参考資料集をお開きください。今回、個人ではなく法人が所有権を取得するということになりますので、その要件を載せてあります。法人で農地が所有できるのは、農地所有適格法人の届出を出し農業委員会で認められた法人になります。土地を借りるだけなら農地所有適格法人でなくても借りることはできます。○○○○○○については今年の5月の定例会の報告事項で、農地所有適格法人の届出の報告を行っています。以上です。

議長代理

他に質疑はありませんか。

無いようでしたら採決します。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定よる許可申請の番号4から6について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員

(全員举手)

議長代理

全員賛成です。議案第1号の番号4から6は原案のとおり決定いたします。

議長

副会長、ありがとうございました。

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に について事務局説明お願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。

番号1、大字大隈字大砂〇〇〇番〇で、登記簿地目は田、面積 2,163㎡のうち376㎡です。申請人は、〇の〇〇〇〇さんで す。転用目的及び転用理由は、一般住宅用地及び駐車場用地として の転用です。農地の区分は、第1種農地と判断されます。担当委員は、1番委員です。

以上、1件です。

議長

それでは、担当委員の説明を 番号1を1番委員、お願いします。

農業委員

それでは、番号1の調査結果を報告します。12月7日、所有者と推進委員、事務局と現地を確認しました。土地の所在は、〇〇〇〇から南東方向に300mほど行った〇〇〇団地の入口に位置しています。面積は、2,163㎡のうちの376㎡です。田を一般住宅用地に転用する計画です。現況は田の状態です。周囲には宅地があり、隣地の農地、宅地には影響がない計画です。具体的な利用内容は、温泉利用のための駐車場と会社の保養施設で、令和4年1月に工事を開始し、2月に工事を完了する計画です。土砂の流出、崩壊その他の災害の発生、周辺の農地の営農に支障を生ずるおそれはありません。過去に農地法の違反はありません。以上報告を終わります。

議長

それでは、質疑はありませんか。

推進委員

2, 763 m²のうち376 m²となっているが、残りは田を植えるのか。

農業委員

今は稲刈りをした後の状態で、排水も作るということです。

事務局

残りの部分はちゃんと稲作をできるように、排水も整備するそうです。排水の工事もやって、今回の転用をするということです。

推進委員

最終的にはどうなるのか。

事務局

最終的には、所有者じゃないとわからないですし、今のところの 計画はないようです。田で残る方は農業振興地域で、農用地という 指定がかかっています。転用するにしても計画を作って、農用地の 指定を外さないと農地転用はできないということになっています。

農業委員

ちゃんと残りは田として管理してもらうということで、今回の分 を審査すればよいと思います。

農業委員

○○さんも不動産業をされてますが、農業もされているので。条件は今までどおり、クリアはしております。皆さんが意見を言われているように、要件はちゃんと守ってもらわないといけないと、事務局にもちゃんと説明をしてもらっています。ここも買い求めて、3年以上経っていると思います。手続きはちゃんと踏んでもらって、その都度審議をしたいと思います。

事務局

質疑の後の補足で申し訳ありません。参考資料集に今回の許可要件について載せてあります。今回の場所は、〇〇〇の裏くらいの〇〇地区になりますが、農地の大きな広がりがあるところになります。良好な営農条件を備えている農地、第1種農地となります。第1種農地は原則転用ができないのですが、例外の規定があり、今回は住宅に接続するということで例外的に許可ができるとなっております。大分県は3戸以上住宅が連なっている所の隣接に宅地などの転用がすることができると条件があります。もともとここに住宅地があり、そこに隣接するということでの申請となっております。

農業委員

常設審議会で、〇〇町の案件ですが、集落に接続するということで、相当広い農地の転用申請がありました。広すぎるので〇〇でも色々な意見が出たそうですが、過去に隣接の土地も同じように転用をしているということで、許可が出せるという話でした。

農業委員

残りの部分は農地として管理していくことを伝えることや、次から次ではなく、一つずつ終わらせていってもらうようなことを伝えてもらうことが必要と思います。

農業委員

ここは農振地域ですので、農振会議というのがあります。その会議で各委員がおおかた良いだろうとなって、次に転用になるので、何段階かを経て準備をしているということになっております。

議長

質疑がなければ採決をとります。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請にについて、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。

農業委員

(挙手)

議長

全員賛成です。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、事務局 説明お願いします。

事務局

別冊の議案第3号の最後のページをご覧ください。 利用権設定の新規の

3年~5年が6件で、面積が28,431㎡

6年~9年が3件で、面積が 4,637㎡

10年以上が 2件で、面積が 3,853㎡

合計が11件で、合計面積が 36,921㎡です。

利用権設定の再設定の

3年未満が10件で、面積が 58,245.92㎡

3年~5年が47件で、面積が 183, 787㎡

6年~9年が 2件で、面積が 6,143㎡

10年以上が 7件で、面積が 29,795㎡

合計が66件で、合計面積が 277,970.92㎡です。

新規と再設定の合計が77件で、合計面積が314,891.9 2㎡です。

なお、33ページについては、農地利用集積計画一括方式となっており、番号1については、借り手は合同会社〇〇〇〇です。農地所有適格法人です。権利の内容は使用貸借権の設定で、5年間の契約となっております。担当地区の農地利用最適化推進委員に写真で事前に確認して頂いており、問題ありません。以上です。

議長

質疑はありますか。

議長

無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手 をお願いします。

農業委員

(挙手)

議長

全員賛成です。議案第3号については、原案どおり承認します。

議長

以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。

事務局

報告第1号です。農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消し願いが提出されております。令和3年11月5日付けで、大分県知事名で許可の取消しが行われましたので報告いたします。

なお、申請地に建物は、建築されておりませんが、所有権が異動 しておりますので、元の譲渡人に所有権を戻し、農地として使用す ると伺っております。

報告第2号です。200㎡未満の農地を所有者自らが農業用施設 用地とする届出が3件、届出されております。内容についてはご一 読ください。

報告第3号です。農地法第3条の3条第1項の規定による届出(相 続による所有権移転)が2件、届出されております。内容について はご一読ください。

報告第4号です。農地法第3条の3条第1項の規定による届出(持分の放棄による所有権移転)が1件、届出されております。内容についてはご一読ください。

報告第5号です。農地法第18条の規定による合意解約が10件、届出されております。内容についてはご一読ください。

議長

何か質疑はありませんか。

議長

無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。

(省略)

議長

その他、委員から何かありましたらお願いします。

議長

それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会12月定例総会を 閉会します。